

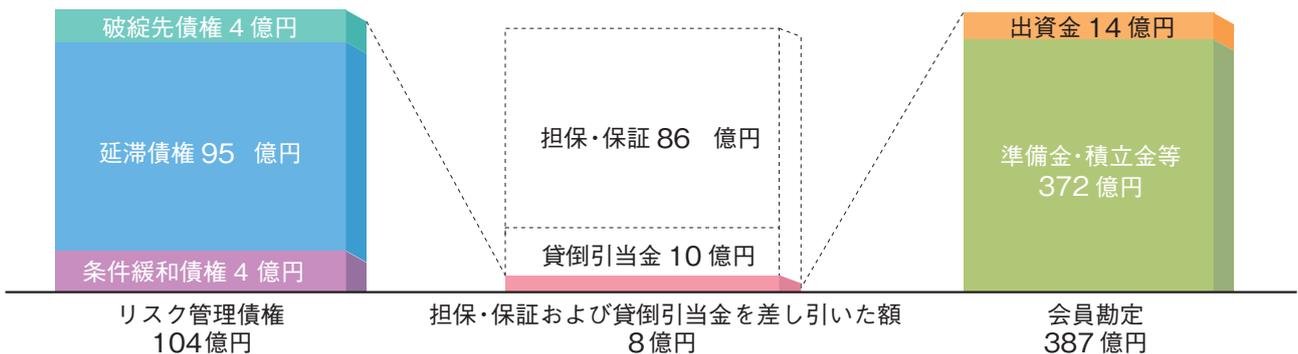
不良債権について

リスク管理債権の額

(単位：百万円)

区 分	2020年3月末	2021年3月末
破綻先債権額	234	494
延滞債権額	12,669	9,536
3カ月以上延滞債権額	—	—
貸出条件緩和債権額	463	452
合 計	13,368	10,483

担保・保証および貸倒引当金による保全率は 92.01%



不良債権の処理状況

不良債権の処理については、厳格な自己査定に基づき適切かつ積極的に進め、期末時点において処理すべきものは全て処理済みであり、不良債権の処理を先送りしているものはありません。

2020年度自己査定によるリスク管理債権は、破綻先債権額494百万円、延滞債権額9,536百万円、貸出条件緩和債権額452百万円で、合計額は10,483百万円となりましたが、このうち、82.18%に相当する8,615百万円は担保および信用保証協会の保証で保全されており、貸倒引当金によるカバー分を合わせると、実質的な保全率は92.01%となっています。

リスク管理債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

①破綻先債権・延滞債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	2020年3月末	2021年3月末
(A) 破綻先債権額	234	494
(B) 延滞債権額	12,669	9,536
(C) 合計(A) + (B)	12,904	10,031
(D) 担保・保証額	9,924	8,376
(E) 回収に懸念がある債権額(C) - (D)	2,979	1,654
(F) 個別貸倒引当金	2,241	968
(G) 同引当率(F) / (E) × 100 (%)	75.21	58.53

②3カ月以上延滞・貸出条件緩和債権に対する担保・保証および引当金の引当状況

(単位：百万円、%)

区 分	2020年3月末	2021年3月末
(H) 3カ月以上延滞債権額	—	—
(I) 貸出条件緩和債権額	463	452
(J) 合計(H) + (I)	463	452
(K) 担保・保証額	293	239
(L) 回収に管理を要する債権額(J) - (K)	170	213
(M) 貸倒引当金	66	62
(N) 同引当率(M) / (L) × 100 (%)	39.21	29.17

- (注) 1. 「破綻先債権」(A) とは、元本または利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により、元本または利息の取立てまたは弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(未収利息不計上貸出金)のうち、次のいずれかに該当する債務者に対する貸出金です。
 ①更生手続開始の申立てがあった債務者
 ②再生手続開始の申立てがあった債務者
 ③破産手続開始の申立てがあった債務者
 ④特別清算開始の申立てがあった債務者
 ⑤手形交換所による取引停止処分を受けた債務者
 2. 「延滞債権」(B) とは、未収利息不計上貸出金のうち次の2つを除いた貸出金です。
 ①上記「破綻先債権」に該当する貸出金
 ②債務者の経営再建または支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金
 3. 「3カ月以上延滞債権」(H) とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上延滞している貸出金で破綻先債権および延滞債権に該当しない貸出金です。
 4. 「貸出条件緩和債権」(I) とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権および3カ月以上延滞債権に該当しない貸出金です。
 5. 1～4の開示額(A、B、H、I)は、担保処分による回収見込額、保証による回収が可能と認められる額や既に引当てている個別貸倒引当金を控除する前の金額であり、全てが損失となるものではありません。
 6. 「担保・保証額」(D、K)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額および保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
 7. 「個別貸倒引当金」(F)は、貸借対照表に記載した金額ではなく、破綻先債権額(A)・延滞債権額(B)に対して個別に引当計上した額の合計額です。
 8. 「貸倒引当金」(M)は、貸借対照表上の一般貸倒引当金の額のうち、3カ月以上延滞債権額(H)・貸出条件緩和債権額(I)に対して引き当てた額を記載しています。

金融再生法開示債権

(単位：百万円、%)

区 分	2020年3月末	2021年3月末	増減
金融再生法上の不良債権(a)	13,372	10,488	△2,883
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,915	2,597	△2,317
危険債権	7,993	7,438	△554
要管理債権	463	452	△11
正常債権	378,635	391,828	13,193
総与信計(b)	392,007	402,317	10,309
総与信に占める比率(a/b) × 100 (%)	3.41	2.61	△0.80ポイント

- (注) 1. 「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」とは、破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。
 2. 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権です。
 3. 「要管理債権」とは、「3カ月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金をいいます。
 4. 「正常債権」とは、債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権およびこれらに準ずる債権」、「危険債権」、「要管理債権」以外の債権をいいます。

金融再生法開示債権保全状況

(単位：百万円、%)

区 分	2020年3月末	2021年3月末
(A) 金融再生法上の不良債権	13,372	10,488
破産更生債権およびこれらに準ずる債権	4,915	2,597
危険債権	7,993	7,438
要管理債権	463	452
(B) 保全額	12,528	9,651
(C) 貸倒引当金	2,307	1,030
(D) 担保・保証	10,220	8,620
保全率(B) / (A) × 100 (%)	93.69	92.01
担保・保証等控除後債権に対する引当率(C) / ((A) - (D)) × 100 (%)	73.23	55.16

- (注) 貸倒引当金は個別貸倒引当金および要管理債権に対して計上している一般貸倒引当金の合計額です。